令和５年８月２５日

（一社）日本電設工業協会
会　員　各　位

一般社団法人　日本電設工業協会
会　長　　山　口　　博

「働き方改革の推進申入れ」活動のお願いについて

○　令和６年４月１日より、「働き方改革推進」のための労働基準法の改正内容が、建設業にも適用となります。

　このことにより、建設業の時間外労働時間の上限は、原則、月間４５時間、年間３６０時間となります。＜法定労働時間は１日８時間、週４０時間です。＞

　また、この規定に違反した場合には、刑事罰(6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金)が適用される可能性があります。

（なお、建設業の場合、災害の復旧・復興の事業については、例外として時間外労働と休日労働の合計について、一般の規制は適用されません。）

○国土交通省の調査結果によれば、民間建築工事において工期や現場閉所について受注者から提案するケースは１５％程度にとどまっていることから、法定労働時間の「1 日８時間、週４０時間」を満たすため、現場閉所について「４週８閉所」を設定することは、「働き方改革」を推進する上での喫緊の課題となっています。

○上記を踏まえ、「働き方改革」が全ての工事関係者の理解と協力のもと実現するよう、今般、当協会の会員の皆さまには、工事の受注に際して、発注者等に対し、＜別紙＞内容の申入れを行っていただくことといたしましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○一般社団法人日本空調衛生工事業協会においても、同様の申合せが会員に対して行われているところであり、地域の実情を踏まえて必要に応じ、連携していただければと思います。

（別紙）

一般社団法人日本電設工業協会会員企業におかれては、「働き方改革」推進のため、受注する工事（工期が令和６年４月１日以降にかかる工事をいう。）について、可能であれば営業活動の段階から、以下の申入れ等を行うようお願いします。（別添のチラシをご活用ください。）

１．発注者に対する現場閉所日数に関する申入れ

現場閉所日数について、会員側から積極的に提案することとし、原則、「４週８閉所」を提案する。工期との関係で「４週８閉所」が難しい場合でも、「４週６閉所」以上の条件を提案する。

＜見積書における閉所日数提案の具体例＞

① 自社が元請の場合（施主に対して）

「本工事における工事工程については、働き方改革推進のため、４週８閉所とさせていただきます。」

② 自社が下請の場合（ゼネコンに対して）

「本工事における工事工程は、働き方改革推進のため、４週８閉所として頂きますようお願いいたします。」

２．後工程への配慮に関する申入れ

（１）発注者に対する適正工期確保に関する申入れ

発注者に対して、電気設備工事は最終ランナーであることから適正な工期の確保など後工程への配慮を併せてお願いする。

（２）発注者に対する仕様の早期決定等に関する申入れ

発注者に対して、仕様を早期に決定願うとともに、仕様変更が可能な期限を設定し、この期限を厳守するよう申し入れる。

また、受注後に発注者の意向による仕様変更があった場合には、工期見直しの検討が必要であることを併せて伝える。

３．申入れ先について

上記の申入れ先、提案先としては、施主（発注者）のみならず、実質的に工期、工程、仕様決定等に関し、影響力の大きい設計会社、建設会社（ゼネコン）等も対象とする。

以　上

働き方改革の推進について

令和６年４月より、建設業にも時間外労働の規制強化が適用されます。

これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準（大臣告示）は、適用除外とされていましたが、令和6年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、災害復旧等の特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

※違反には刑事罰適用の恐れあり（6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）

～目指せ♪４週８閉所～

＼閉所は計画的に！！／

＼４週８閉所 ！！／

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	休	休
8	9	10	11	12	休	休
15	16	休	休	19	20	21
22	23	24	25	26	休	休

後工程へのご配慮をお願いします

電気設備は最終ランナー！！

＼適正工期の確保／　＼仕様の早期決定／

一般社団法人 日本電設工業協会
Japan Electrical Construction Association